

## 別府大学・別府大学短期大学部在学学生修学支援奨学金実施要領

### (設置・目的)

第1条 この要領は、学校法人別府大学奨学生規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、別府大学又は別府大学短期大学部に在学する本科生のうち、経済的な理由で修学が困難で、かつ、修学を全うする意思が堅固である在学学生の修学を支援することを目的とした在学学生修学支援奨学金の取扱について定めるものとする。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を修学支援奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

### (対象者)

第2条 奨学生は、次の各号の条件を満たす者を対象とする。

(1) 学生の属する世帯の1年間の総所得金額が、選考基準に定める収入以下であること。

(2) 修学を全うする意思が堅固で、かつ、GPAや修得単位数などが選考基準の定める数値を満たしていること。

2 前項第1号の家計収入については、給与所得者の場合は源泉徴収票、給与所得者以外は確定申告書をもって判断する。

3 別府大学及び別府大学短期大学部に在学する本科生で、当該年度において既に学校法人から授業料の減免措置を受けている者は選考の対象外とする。

### (奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、授業料の半額に相当する額とし、当該年度の納入すべき授業料から免除することにより奨学金を支給したこととする。

### (奨学生の募集等)

第4条 奨学生の募集は、毎年度行う。

2 奨学生の毎年度の募集人数・申請手続等は、次条に規定する選考委員会が別に定める。

### (奨学生候補者の選考)

第5条 奨学生候補者は、別府大学及び別府大学短期大学部のそれぞれに設置する奨学生候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において選考する。

(1) 別府大学の委員会は、学長、各学部長、学生担当学長補佐及び大学事務局長をもって組織し、別府大学短期大学部の委員会は、学長、学生担当学長補佐及び大学事務局長をもって組織する。

(2) 委員長は学長をもって充てる。

(3) 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(4) 委員長は、特に必要と認める者を委員に加えることができる。

2 学長は、前項により選考された奨学生候補者を理事長に推薦するものとする。

### (奨学生の決定等)

第6条 理事長は奨学生候補者の推薦を受けたときは、理事会の議を経て奨学生を決定し、学生に通知するものとする。

(資格の喪失)

第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 家計や成績等が選考基準を満たさない状態になった場合
- (3) 別府大学学則に定める懲戒の処分を受けた場合
- (4) 別府大学の奨学生として不適格な行為を行った場合

(事務)

第8条 この奨学金の事務は、法人事務局総務課及び大学事務局学生事務部学生課が協力して処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、修学支援奨学金に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1. この要領は、平成30年4月1日から実施する。